

公益財団法人沖縄県建設技術センター構造計算適合性判定業務約款

(契約の履行)

第1条 特定行政庁又は指定確認検査機関(以下「甲」という。)及び公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知(技術的助言)を遵守し、この約款(構造計算適合性判定依頼書及び構造計算適合性判定受付書を含む。以下同じ。)及び「公益財団法人沖縄県建設技術センター構造計算適合性判定業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(責務)

第2条 乙は、特定行政庁に置かれた建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)から構造計算の適合性について判定を求められた場合、善良なる管理者の注意義務をもって、構造計算適合性判定受付書(以下「判定受付書」という。)を交付した建築物(以下「対象建築物」という。)の計画に係る構造計算の適合性について判定(以下「判定」という。)の業務を行い、建築主事等に対し、次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに、構造計算適合性判定結果通知書(以下「判定結果通知書」という。)を交付しなければならない。

- 2 乙は、建築主事等から判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 建築主事等は、乙から判定用提出図書等(規程第8条第2項に規定する図書等をいう。)について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 乙が判定に係る審査の実施にあたって必要があると認め、確認の申請者又は通知をした国の機関の長等(対象建築物の設計者を含む。以下「申請者」という。)に対して、対象建築物の構造計算に関する説明を求めたときは、建築主事等は、当該申請者がこれに応じるように必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙が判定に係る審査の実施において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書により、建築主事等に対してその旨及びその理由を通知したときは、建築主事等は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
- 6 前項の場合において、乙が申請者に図書の補正又は追加説明書を求めたときは、補正された申請書又は追加説明書が乙に到達するまでの日数は次条第1項の期間に含めないものとする。
- 7 建築主事等は、建築主からの判定結果及び方法並びにそれらに係る図書等の開示の求め等に対し、直接的に対応しなければならない。

- 8 甲は、判定結果通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが、建築主事等が法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針に従って審査を行わなかったことその他乙の責に帰することができない事由に基づくものであることを乙が証明したときはこの限りではない。
- 9 前項の請求は、規程第 15 条第 1 項の交付の日から 5 年以内に行わなければならない。
- 10 甲は、乙が判定に係る費用として判定受付書に記載された構造判定手数料（公益財団法人沖縄県建設技術センター構造計算適合性判定業務手数料規程に定める床面積区分毎の判定手数料）を納付しなければならない。
- 11 前項の納付時期は別に定める。

（業務期日）

- 第 3 条 乙の業務期日は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 8 項又は法第 18 条第 7 項に規定する「判定を求められた日」（規程第 15 条第 1 項に定める「判定を求められた日」）から 14 日目の日とする。
- 2 乙は、前項の期間内に建築主事等が前条第 3 項から第 5 項まで及び第 4 条第 1 項に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により通知書を交付できない理由があるときは、35 日の範囲内において前項の期間を延長することができる。この場合において、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書により第 1 項の期間内に建築主事等に通知する。

（判定の取り下げ）

- 第 4 条 建築主事等は、建築主から対象建築物について判定の取り下げがなされた場合は、速やかにその旨を乙に通知する。
- 2 前項の取り下げがなされた場合は、次条第 2 項の契約の解除があったものとする。

（甲の解除権）

- 第 5 条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、業務期日までに判定の業務を完了せず、またその見込みがないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、建築主事等は、乙の判定の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

- 3 第1項の契約を解除する場合、甲はその解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約の解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約の解除の場合、乙は、判定に係る費用を甲に返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できる。

(乙の解除権)

第6条 乙は次に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項の契約の解除の場合、乙は、判定に係る費用を甲に返還しない。また、乙はその契約の解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の利用目的)

第8条 乙は、公益財団法人沖縄県建設技術センター個人情報保護規程に基づき、この契約に定める業務で得た情報を、契約上、業務上の連絡調整、法令に基づく保管及び行政庁等への報告、各種統計処理に必要な範囲内で利用することができる。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。